

令和3年8月20日

関係団体の長 }  
各施設の長 } 様

鹿児島県くらし保健福祉部長

まん延防止等重点措置に係る大規模集客施設への要請について（依頼）

本県においては、令和3年8月17日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項に基づく「まん延防止等重点措置」の適用が決定され、まん延防止等重点措置の措置区域内である鹿児島市、霧島市及び始良市の大規模集客施設に対しては、別添のとおり営業時間の短縮と入場者の整理誘導等の徹底を要請したところです。

これは、令和3年8月17日変更の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（政府新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があることを踏まえ、都道府県知事の判断により、営業時間の短縮を要請するとともに、入場整理等について働きかけを行うこととされていること等を踏まえたものです。

つきましては、本取組の趣旨を御理解いただき、貴団体の皆様（貴施設）においてもこの趣旨が徹底されるよう御協力をいただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

鹿児島県くらし保健福祉部

新型コロナウイルス感染症対策室

岩元，加納

電話：099-286-3376

F A X：099-286-5551

E-mail：corona-sogo@pref.kagoshima.lg.jp